

千代田区教育資金融資利子補給金に関する要綱

令和6年10月2日6千子子総発第339号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 利子補給金の交付（第3条—第7条）
- 第3章 融資のあっせん
 - 第1節 あっせんの手続等（第8条—第19条）
 - 第2節 指定金融機関の指定手続等（第20条—第23条）
- 第4章 利子補給金の交付手続（第24条—第30条）
- 第5章 補則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、子どもの教育資金に係る融資を受けた保護者に対し、利子補給金を交付することで、その経済的負担を軽減し、もって子どもが個々の家庭環境等に左右されずに望む教育が受けられるよう、子どもの学びの機会を保障することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）教育施設 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校その他進学等に必要な学力を得るために通う学習塾をいう。
- （2）教育資金 教育施設において修学するために必要な入学金、授業料、生活費等の費用その他教育に要する費用をいう。
- （3）対象金融機関 株式会社日本政策金融公庫又は千代田区（以下「区」という。）の区域内に本店若しくは支店を有し、金融庁が銀行業等の免許を付与した金融機関若しくは金融庁が銀行免許を付与した銀行であって、その業態をその他としたものをいう。
- （4）指定金融機関 対象金融機関（金融庁が銀行免許を付与した銀行であって、その業態をその他としたものを除く。第3章において同じ。）のうち、千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定する金融機関をいう。

- (5) 子ども 区内に住所を有す、又は有したことがある者で、この要綱の規定により交付を受ける利子補給金に係る融資開始時点で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (6) 保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第2項に規定する保護者又は子どもの3親等以内の親族をいう。

第2章 利子補給金の交付

（利子補給金の交付）

第3条 区は、子どもの教育資金に係る融資を受けた者に対して、予算の範囲内で、その借入金の利子の全部又は一部に相当する額の利子補給金を交付する。

2 前項の教育資金の借入金に係る保証料が利子に含まれている場合は、これを利子とみなすものとする。

（利子補給金の交付対象者）

第4条 この要綱による利子補給金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 子どもの保護者であること。
- (2) この要綱による利子補給金の申請をする日以前に引き続き1年以上区に居住していること。
- (3) 特別区民税（市町村民税を含む。）を滞納していないこと。

（利子補給金の交付対象融資）

第5条 この要綱による利子補給金の交付対象となる融資は、子どもの教育資金に係る融資であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) この要綱の規定に基づく区のあっせんによる融資（以下「あっせん融資」という。）
- (2) 区のあっせんによらない融資のうち、第6条の要件を満たす融資（以下「非あっせん融資」という。）

（利子補給金の交付対象となる非あっせん融資の要件）

第6条 この要綱による利子補給金の交付対象となる非あっせん融資は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 保護者が対象金融機関から融資を受けた教育資金であること。
 - (2) 第26条の規定に基づく利子補給金の交付を申請する日の属する年の前年に約定償還日が到来したものであって、対象金融機関への支払いが完了した利子であること。
- 2 前項の教育資金の借入金に係る金銭消費貸借契約は、子どもが18歳に達する日の属する年度の末日までに締結していなければならない。

(利子補給金の交付回数)

第7条 この要綱による利子補給金の交付回数は、対象の融資1件当たり最大で次の各号に掲げる融資の種類に応じて、当該各号に定める回数とする。

(1) あっせん融資 8回

(2) 非あっせん融資 7回

第3章 あっせん融資

第1節 あっせん融資の手続等

(区のあっせん)

第8条 区は、子どもの教育資金に係る融資を必要とする保護者に対して、金融機関による融資のあっせんをする。

(あっせんの要件)

第9条 区のあっせんを受けようとする者は、利子補給金の交付対象者であって、かつ、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日までにこの要綱によるあっせんの申込みを行っていること。

(2) 前号の子どもが教育施設に在学又は海外留学(学力向上・技芸取得等を目的として、1か月以上にわたり国外の教育機関に就学することをいう。以下同じ。)をし、又はその予定があること。

(3) 第1号の子どものに係る教育資金について融資を受けること。

(あっせんによる融資条件)

第10条 区のあっせんにより融資する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 融資額は、1万円を単位として、10万円以上400万円以下とすること。

(2) 次条の規定に基づくあっせんの申込み(次号において単に「申込み」という。)時点においてこの章に基づく融資の残高が子ども1人につき400万円を超えないこと。

(3) 融資の金利は、固定金利とし、融資実行時の金利は、申込みの日の属する年度の前年度の3月1日時点における日本銀行が公表する短期プライムレートの最頻値に1.0%を加えたものとする。

(4) 償還期間は、融資を受けた日から7年以内とすること。

(5) 償還方法は、融資を受けた日の属する月の翌月から償還するものとし、原則として元利均等月賦償還とすること。ただし、繰上償還することを妨げないこと。

(6) 指定金融機関が指定する保証機関の保証に加入すること。

(あっせんの申込み)

第 11 条 区のあっせんを受けようとする者は、教育長が別に定める期間内に、千代田区教育資金あっせん融資申込書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- （1） 第 9 条第 3 号に規定する費用を明らかにする書類
 - （2） 融資を受けようとする保護者の収入を証する書類
 - （3） その他教育長が必要と認める書類
- （あっせんの決定等）

第 12 条 教育長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、融資のあっせんの可否を決定し、千代田区教育資金あっせん融資承認決定通知書（第 2 号様式）又は千代田区教育資金あっせん融資不承認決定通知書（第 3 号様式）によりその決定の内容を同条の規定に基づき申込みをした者に対し通知するものとする。

（あっせんの実施）

第 13 条 教育長は、前条の規定に基づき融資のあっせんをすることを決定したときは、当該決定を受けた者（以下「あっせんを受けた者」という。）を指定金融機関にあっせんするものとする。

（融資の実行）

第 14 条 あっせんを受けた者は、第 12 条の規定に基づくあっせんの決定があった日から 3 か月以内に、あっせんされた指定金融機関で融資の申込みをしなければならない。

2 指定金融機関は、前項の規定に基づく融資の申込みがあったときは、資金使途を確認の上、特別の理由がない限り、あっせんを受けた者が資金を必要とする期日までに融資を行うものとする。

3 指定金融機関は、前項の規定に基づき融資の可否を決定したときは、原則として 10 日以内に千代田区教育資金あっせん融資回答書（第 4 号様式）により、その旨を教育長に報告しなければならない。

4 指定金融機関は、第 2 項の規定に基づき融資を行うに当たり、調査料、手数料等の徴収、預金の勧誘等あっせんを受けた者の負担となる行為を行わないものとする。

（保証に係る手続）

第 15 条 指定金融機関は、前条第 2 項の規定に基づき融資を行うときは、あっせんを受けた者に係る保証機関の保証に必要な手続を行うものとする。

（あっせん融資に係る利子補給金）

第 16 条 区は、第 14 条第 2 項の規定に基づき融資を受けた者（以下単に「融資を受けた者」という。）の借入金に係る利子の総額に相当する額の利子補給金を第 4 章に定めるところにより交付するものとする。ただし、融資の償還延滞

に係る利子、違約金等については、この限りでない。

2 前項に規定する利子補給金の交付は、償還期間内の借入金に係る利子に限り行うものとする。

3 前項の償還期間は、第14条第2項の規定に基づく融資を行ったときの償還計画に定められた期間とする。

(届出事項)

第17条 あっせんを受けた者又は融資を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育長にその旨を届出なければならない。

(1) 住所に異動があったとき。

(2) 教育施設の入学金、学費、施設費等について融資を受けた場合であって、あっせんの対象となった子どもが教育施設に在籍しなくなったとき（当該子どもが卒業したときを除く。）。

(3) 海外留学に要する費用について融資を受けた場合であって、あっせんの対象となった子どもが海外留学を中止したとき。

(あっせんの取消し等)

第18条 教育長は、あっせんを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の規定に基づくあっせんの決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によりあっせんの決定を受けたとき。

(2) 区外に転出したとき。

(3) あっせんの対象となった子どもが教育施設に在籍しなくなったとき（当該子どもが卒業したときを除く。）。

(4) あっせんの対象となった子どもが海外留学を中止したとき（本人の責めに帰することのできない事情によるときを除く。）。

(5) その他教育長が特に必要と認めたとき。

2 教育長は、前項の規定に基づくあっせんの決定を取り消す場合において、必要に応じて、あっせんを受けた者の事情を聴くことができる。

3 教育長は、前項の規定に基づき事情を聴取した場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、第1項の規定に関わらず、あっせんの取消しをしないことができる。

4 教育長は、第1項の規定に基づきあっせんの決定を取り消すときは、千代田区教育資金あっせん融資決定取消通知書（第5号様式）により当該あっせんを受けた者に通知するものとする。

(報告)

第19条 指定金融機関は、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める内容について、速やかに教育長に報告するものとする。

(1) 融資を受けた者が繰上償還したとき その償還状況

- (2) 融資を受けた者に対して繰上償還させたとき（保証による完済を含む。）
その償還状況
 - (3) 融資の条件に変更が生じたとき 変更の内容
 - (4) 教育長が必要と認めるとき 教育長が必要と認める内容
- 2 前項の規定に基づく教育長への報告は、千代田区教育資金あっせん融資報告書（第6号様式）により行うものとする。

第2節 指定金融機関の指定手続等

（指定金融機関の指定要件）

第20条 指定金融機関の指定を受けようとする対象金融機関は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地域の発展に寄与し、地域の一員として地域社会との結び付きが顕著であると認められること。
- (2) 財務状況、不祥事等により、当該対象金融機関の経営について著しく信頼性に欠けると認められないこと。

（指定金融機関の申請）

第21条 指定金融機関の指定を受けようとする対象金融機関は、千代田区教育資金あっせん融資指定金融機関指定申請書（第7号様式）に教育長が必要と認める書類を添えて、教育長に申請しなければならない。

（指定金融機関の指定等）

第22条 教育長は、対象金融機関から前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、当該対象金融機関を指定金融機関に指定し、千代田区教育資金あっせん融資指定金融機関指定通知書（第8号様式）によりその旨を通知するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定に基づき対象金融機関を指定金融機関に指定するに際し、必要に応じて条件を付することができる。

（指定金融機関の指定解除）

第23条 教育長は、指定金融機関が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、その指定を解除することができる。

- (1) この要綱に基づく融資の実績が著しく低調なとき。
- (2) 虚偽又は不正な事実により、指定を受けたとき。
- (3) 指定に際して付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 指定金融機関が千代田区教育資金あっせん融資指定金融機関解除申請書（第9号様式）により指定解除の申請したとき。

- 2 教育長は、前項の規定により指定を解除するときは、千代田区教育資金あつ

せん融資指定金融機関解除通知書（第 10 号様式）により理由を付して、その旨を当該指定金融機関に通知する。

- 3 前項の規定により指定を解除する以前に、この章の規定に基づき行った融資（融資手続中のものを含む。）がある場合であって、当該指定の解除後も償還が継続されるときは、同項の規定による指定の解除にかかわらず、この章の規定を適用する。この場合において、同章第 1 節中「指定金融機関」とあるのは、「第 23 条第 2 項の規定により指定を解除された金融機関」と読み替える。

第 4 章 利子補給金の交付手続

（あっせん融資に係る利子補給金の額）

- 第 24 条 あっせん融資に係る利子補給金の額は、第 26 条の規定に基づく利子補給金の交付申請の日の属する年の前年の 1 月から 12 月までの間に支払われた利子に相当する額とする。

（非あっせん融資に係る利子補給金の額）

- 第 25 条 非あっせん融資に係る利子補給金の額は、子ども 1 人当たり、次条の規定に基づく利子補給金の交付申請の日の属する年の前年の 1 月から 12 月までの間に支払われた利子の総額（支払期日に借入金の返済を行わなかった場合における延滞元利金に係る利子を除く。）に相当する額から自己負担額（当該利子が支払われた月数に 500 を乗じて得た額）を差し引いた額と 10 万円のいずれか低い額とする。

（利子補給金の交付申請）

- 第 26 条 この要綱の規定による利子補給金の交付を受けようとする者は、各年度、教育長が別に定める日までに、あっせん融資によるときは千代田区教育資金利子補給金交付申請書兼口座振替依頼書（あっせん融資）（第 11 号様式）に、非あっせん融資によるときは千代田区教育資金利子補給金交付申請書兼口座振替依頼書（非あっせん融資）（第 12 号様式）に別表で定める書類を添付し、教育長に申請しなければならない。

（利子補給金の交付決定等）

- 第 27 条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、利子補給金の交付の可否を決定し、交付をすることを決定したときは、千代田区教育資金融資利子補給金交付決定通知書（第 13 号様式）により同条の規定に基づき申請をした者（次項において「申請者」という。）に通知するものとする。
- 2 教育長は、前項の審査の結果、不交付とすることを決定したときは、千代田区教育資金融資利子補給金不交付決定通知書（第 14 号様式）に理由を付して、申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第 28 条 千代田区長は、教育長が前条第 1 項の規定により利子補給金の交付決定をしたときは、同項の規定に基づき交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に、速やかに利子補給金を交付するものとする。

2 前項の規定による利子補給金の交付は、当該交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第 29 条 教育長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。

(2) 利子補給金を他の目的に使用したとき。

(3) 利子補給金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に定める事項に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が利子補給金の交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 教育長は、前項の規定に基づき利子補給金の交付決定を取り消したときは、千代田区教育資金融資利子補給金交付決定取消通知書(第 15 号様式)により、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

(返還命令等)

第 30 条 教育長は、前条第 1 項の規定により利子補給金の交付決定を取り消した場合であって、既に交付した利子補給金があるときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずることができる。2 交付決定者は、前項の規定により利子補給金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

第 5 章 補則

(添付書類の省略)

第 31 条 教育長は、この要綱の規定により提出させる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(補則)

第 32 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 教育長は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

附 則 (令和6年10月10日6千子子総発第 号)

この要綱は、令和6年10月10日から適用する。

別表 (第26条関係)

融資の形態	添付書類
あっせん融資	1 融資の支払いが確認できる書類 2 千代田区教育資金利子補給金融資返済額申告書 (あっせん融資)(第16号様式) 3 借入金に係る返済予定表の写し 4 その他教育長が必要と認める書類
非あっせん融資	1 借入金に係る金銭消費貸借契約書の写し 2 教育資金に係る借入金であることを明らかにする 書類 3 借入金に係る返済予定表の写し 4 融資の支払いが確認できる書類 5 千代田区教育資金利子補給金融資返済額申告書 (非あっせん融資)(第17号様式) 6 その他教育長が必要と認める書類